

令和6年度 ESG 地域金融の普及・促進事業

公募要領

令和6年5月

ESG 地域金融の普及・促進事業事務局

目 次

1. 事業の目的.....	3
2. 事業の内容.....	4
3. 募集内容・対象者	8
4. 応募書類の提出	10
5. オンライン説明会の開催.....	11
6. 審査・選定及び結果通知.....	12
7. 事業実施に向けて	14

1. 事業の目的

ESG 地域金融とは、地域金融機関が自らの基盤とする地域の資源を持続可能な形で活用することによる地域経済の活性化と、中長期的な環境・社会課題の解決を同期させるための金融行動の在り方を指し、「ESG 金融懇談会提言」（平成 30 年 7 月）をきっかけに環境省が中心となって提唱してきた概念です。地域社会や地域経済の持続可能性が自組織の持続可能性に直結する地域金融機関の経営において有意義な要素が盛り込まれており、幅広い地域金融機関が地域の特性に応じた形で取組を実践することが推奨されています。もっとも、地域金融機関の中には、こうした概念について理解や賛同が十分に得られていなかったり、人材不足等の課題によって取組を進めるための十分な経営資源が備わっていないと、依然として概念の理解浸透・取組実践ともに道半ばとなっており、実際、「ESG 地域金融に関心はあっても取組を実施できていない、取組を開始していても拡大までは着手できていない」との地域金融機関が 37%存在しています（「ESG 地域金融に関する取組状況について」（令和 6 年 3 月）より）。

そこで、環境省では本事業において、我が国における ESG 地域金融の取組を促進することを目的とし、ESG 地域金融を実践する地域金融機関のモデル的な取組の支援および地域で向き合うべき課題の発掘支援を実施します。

本公募では、具体的に以下 2 つのプログラムにおける支援対象となる金融機関（以下、支援先機関）を募集いたします。

- (1) ESG 地域課題解決支援プログラム
- (2) ESG 地域課題発掘支援プログラム

2. 事業の内容

(1) ESG 地域課題解決支援プログラム

① 支援対象・内容

支援先機関としては ESG 地域課題等を認識・特定しており、これらの緩和・解決を目的として、自らが主体となった取組を創成・推進する意思を持つ地域金融機関等を想定し、持続可能な地域づくりの実現に向けた新たなテーマでの金融機関の価値提供モデルの創出を目指すプログラムです。

(支援テーマ例)

※記載のテーマは一例であり、当該テーマ例に該当しない申請内容についても支援対象となります。

■ 脱炭素社会・循環経済・自然再興の同時実現

(例) 生物多様性・自然資本や循環経済の要素も考慮した地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会実現方針の検討/循環経済・自然再興につながる民間活動の促進

■ 地域の成長を支える人材・技術・資金提供の強化

(例) 持続可能な地域社会づくりを担う人材育成・確保支援/スタートアップ等の育成・研究開発・ネットワーキング支援/ESG 関連融資商品の組成及び投資拡大

■ ライフスタイル変革等による将来にわたる質の高い暮らしの実現

(例) 住民の脱炭素型ライフスタイル促進施策の検討/住民一人ひとりの Well-being のための自然資本維持・回復・増加に向けた取組

■ 企業価値向上に資する ESG 要素を考慮した事業性評価実践内容の体系的整理

(例) ESG を考慮した事業性評価を通じた取引先との対話/対話に基づく機会・リスクの検討および支援策の検討・実践

② 支援スキーム

事務局が各支援先機関の取組に関する進捗管理や支援等を担当します。なお、支援先機関が、地域金融機関のシンクタンク等（地元支援団体）の活用を合わせた検討を希望する場合は、事務局から支援の業務委託あるいは外注を行うことが可能です。（委託可否及び内容・費用は環境省一事務局で精査を行います。費用は事務局が負担します（上限あり）。）

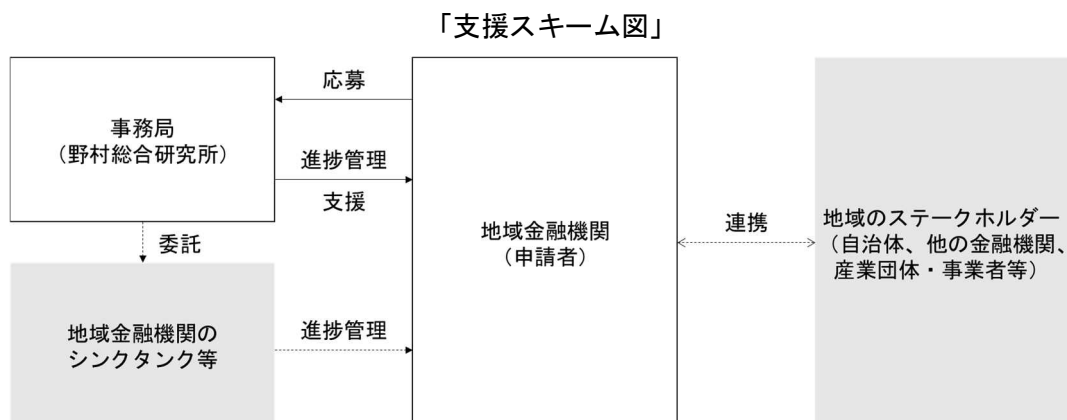
※事務局や地域金融機関のシンクタンク等（地元支援団体）の役割はあくまで支援であり、申請者である金融機関が取組を主導することが必要です。

※地元支援団体の役割が、個別案件の技術評価（技術デュー・デリジェンス等）や経済合理性評価（実現可能性評価（F/S）等）、特定企業へのコンサルティングに該当すると判断される場合、本事業の支援対象とはいたしません。

※申請者と地元支援団体は別法人・別共同組織であることを要件とします。

※事務局からの業務委託や外注が不可となる場合もありますが、その場合でも採択された事業を実施することが応募の前提となります。

また、地域課題の解決や ESG 金融の取組拡大に向けて地域経済エコシステムの構築が必須であるとの考えに基づき、地域内外のステークホルダー（自治体、他の金融機関、業界団体・事業者等）と連携した事業の実施も歓迎します。その場合、応募申請書 P4 の実施体制欄で、連携相手も含めた体制図やそれぞれの役割、連携の目的や想定されるメリットを記載してください。



③ 申請内容

「ESG 地域課題解決支援プログラム 応募申請書」に従って具体的に記載してください。主な項目は以下のとおりです。

【主な記載項目】

- ・ 申請事業の名称とテーマ分類
- ・ 申請事業の概要
- ・ 実施体制
- ・ 経費内訳：地元支援団体による支援を希望する場合
- ・ 勉強会[※]の参加意向・希望内容

※本公募による支援とは別に、必要に応じて勉強会を実施いたします。（現時点では、時期や内容等は未定ですが、申請書において関心度合いや希望内容などを記載いただきます。）

(2) ESG 地域課題発掘支援プログラム

① 支援対象・内容

支援先機関としては ESG 金融の取組フェーズが初期段階にある地域金融機関等を想定し、支援先機関が ESG 地域課題等を認識・特定し、ESG 金融を考慮した取組計画を策定することを旨とするプログラムです。

支援内容は主に以下の通りです。なお、支援内容及びそれにより得られた成果等については別途公表する可能性があります。

I. ワークショップの開催

ESG 金融に関する理解の深化及び我が事化、地域課題の特定や施策検討における気づきの共有等を目的とした、支援先機関合同のワークショップを3回程度（1回4時間程度を想定）開催いたします。ワークショップでは、ESG 地域金融に関する有識者等を講師として招聘し、基調講演及び講評を実施いただく予定です。

ワークショップの実施イメージ

※時期及び内容については支援先機関との調整により変更の可能性があります。

※対面参加での案内を行いますが、必要に応じてオンライン会議システムを併用して実施することを予定しています。

【第1回】

- ・ ESG 地域金融の実践に向けて【有識者講義】
- ・ 事前課題プレゼン【金融機関別】
- ・ ワークショップ「実現を目指す地域社会の将来像とアプローチすべき地域課題」

【第2回】

- ・ 持続可能な地域社会実現に向け金融機関に期待される役割【有識者講義】
- ・ 事前課題プレゼン【金融機関別】
- ・ ワークショップ「金融機関に期待される役割、施策とは」

【第3回】（最終報告会）

- ・ プレゼン「ESG 地域金融実践のアクションプラン」
- ・ パネルディスカッション「ESG 地域金融の実践に向けて」

事前課題は、支援先機関のニーズや目指したい将来像を踏まえて検討致します。各回のワークショップで取り上げる内容に関して、ワークシートを配布の上、支援先機関内で事前に検討・整理をしていただく想定です。なお、ワークショップでプレゼンいただく事前課題の内容について、支援先機関内での組織決定を求めるものではありません。

II. 個別支援面談・コンサルティングの実施

ワークショップ参加を通じて得られた知見をもとに、支援先機関において ESG 金融を考慮した取組計画策定・施策の具体内容の検討を進めていただきます。個別支援面談では、事務局との対面会議・オンライン会議等により、検討を進めるに当たり生じている課題に対する解決策等の相談が可能です。

① 支援スキーム

事務局がワークショップの企画・運営及び各支援先機関の取組に関する進捗管理や支援等を担当します。

地域金融機関のシンクタンク等（地元支援団体）を巻き込んだ検討も可能ですが、本プログラムでは事務局からの業務委託及び外注は不可となります。

② 申請内容

「ESG 地域課題発掘支援プログラム 応募申請書」に従って具体的に記載してください。主な項目は以下のとおりです。

【主な記載項目】

- ・ 地域の持続可能な社会形成に向けた地域課題（例：人手不足・働き手の確保、地域産業の振興、レジリエンス向上、温室効果ガス排出抑制等）
- ・ 地域課題解決を通じて、実現したい地域社会の将来像
- ・ 本プログラムを通じて実施・実現したい事項
- ・ 本プログラムへの期待
- ・ 実施体制
- ・ 勉強会※の参加意向・希望内容

※本公募による支援とは別に、必要に応じて勉強会を実施いたします。（現時点では、時期や内容等は未定ですが、申請書において関心度合いや希望内容などを記載いただきます。）

3. 募集内容・対象者

① 募集内容

件名	ESG 地域金融の普及・促進事業 (1) ESG 地域課題解決支援プログラム (2) ESG 地域課題発掘支援プログラム
募集期間	令和6年5月7日(火)～令和6年6月4日(火) 17時
募集形式	公募
事業期間	契約等の締結後～令和7年3月28日(金)
対象件数	8件程度 ※(1)、(2)計
費用負担	● 本事業の活動に伴う各地域金融機関の各種経費は自己負担 ● 地元支援団体等からの支援を受ける場合、費用は事務局負担。 (ただし事務局負担額は上限あり) ※(1)のみ

② 応募要件

(1) ESG 地域課題解決支援プログラム

応募者は、次のⅠからⅤの要件をすべて満たす必要があります。

- I. 銀行または銀行持株会社、信用金庫、信用組合、系統金融機関等のうち、ESG 地域金融の概念に則した取組を実効的に為し得る金融機関であること。
- II. ESG 地域課題を認識・特定しており、これらの緩和・解決を目的として、自らが主体となった取組を創成・推進する意思があること。
- III. 申請書に記載した申請内容等について、事務局による問い合わせやインタビュー等に対応できること。
- IV. 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (イ) 役職員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難され

るべき関係を有しているとき

V. その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

(2) ESG 地域課題発掘支援プログラム

応募者は、次の I から VI の要件をすべて満たす必要があります。

- I. 銀行または銀行持株会社、信用金庫、信用組合、系統金融機関等のうち、ESG 地域金融の概念に則した取組を実効的に為し得る金融機関であること。
- II. 過年度の「地域における ESG 金融促進事業」の支援先機関として選定されていないこと。
- III. 本プログラムを通じて、ESG 地域課題等を認識・特定し、課題解決に向けて自らの取組体制を変革する意思があること。
- IV. 申請書に記載した申請内容等について、事務局による問い合わせやインタビュー等に対応できること。
- V. 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (イ) 役職員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- VI. その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

4. 応募書類の提出

(1) 応募受付期間

受付期間：令和6年5月7日（火）～令和6年6月4日（火）【17:00 必着】

提出先：2024-esg-rb-koubo@nri.co.jp

締切を過ぎての提出は受け付けません。

(2) 問い合わせ先、提出先

応募書類はメールにて事務局に提出してください。メール件名は「ESG 地域金融の普及・促進事業 応募書類」としてください。

なお、郵送やファックスで応募書類の提出は受け付けません。

<お問い合わせ先（提出先）>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内

ESG 地域金融の普及・促進事業事務局

TEL：070-8814-1655（受付時間 10：00～12：00 13：00～17：00／月曜～金曜）

電子メール：2024-esg-rb-koubo@nri.co.jp

(3) 提出書類

① 応募に必要な書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	書類名
	<input type="checkbox"/> 応募申請書類
	<input type="checkbox"/> 関係者の概要確認のための URL (地元支援団体、対象事業主体等を含む)

5. オンライン説明会の開催

本事業への応募を検討される金融機関の皆様に向けて、オンライン説明会を開催いたします。説明会では、過去の支援事例や今年度の実施方針について事務局よりご説明し、皆様からのご質問にも可能な範囲で回答いたします。

説明会へのご参加を希望される方は、下記①、②いずれかの日程をお選びいただき、Zoom ウェビナーお申込みフォームより、金融機関名・氏名・メールアドレス等をご登録ください。

(1) 開催日時

①令和6年5月10日（金）11：00～12：00

お申込みフォーム：

https://cu-nri.zoom.us/webinar/register/WN_E8SX2i5FSwKrvxfvSLzI4w

お申込み締切：5月9日（木）17：00

②令和6年5月13日（月）11：00～12：00

お申込みフォーム：

https://cu-nri.zoom.us/webinar/register/WN_20j0WyQcR96rY2xXrYYg2Q

お申込み締切：5月10日（金）17：00

(2) 申込方法

上記申込フォームより、金融機関名、参加者氏名、連絡先（メールアドレス）等を明記の上、申し込みをお願いします。

※①、②の内容は同じです。いずれか一方にご参加下さい。

※説明会への参加は必須ではございません。支援先機関の選定に際して、説明会への参加有無は一切考慮いたしません。

※お申込み受付後、説明会当日までに Zoom ウェビナーの視聴用 URL をお送りいたします。

※Zoom ウェビナーお申込み時のご登録情報をもとに、事務局よりご連絡させていただく場合がございます。

※説明会では、個別の応募申請内容に関するご質問・ご相談にはお答えできない可能性がございます。

上記につきましては、事務局連絡先（電話・電子メール）までお問い合わせ下さい。

<事務局連絡先>

ESG 地域金融の普及・促進事業事務局

TEL：070-8814-1655（受付時間 10：00～12：00 13：00～17：00／月曜～金曜）

電子メール：2024-esg-rb-koubo@nri.co.jp

6. 審査・選定及び結果通知

① 審査・選定の方法

I. 書類審査

提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

次の評価項目を踏まえて各申請内容を総合的に評価し、取組内容や対象となるテーマ、地域バランス等を勘案しつつ、支援先機関を選定します。（審査及び審査内容は非公開）

【評価項目】※太字の項目を特に重視して選定します。

(1) ESG 地域課題解決支援プログラム

- ・ 全般として、応募内容がガイドの内容に対する適切な理解に基づいているか
▽ESG 地域金融実践ガイドについて
https://www.env.go.jp/press/press_02984.html
- ・ 応募内容がガイドにおける「地域課題」「地域資源」「主要産業」に対する適切な理解に基づくテーマ設定や取組となっているか
- ・ **地域ステークホルダーとの連携強化など、地域経済エコシステムの構築を通じて地域の持続可能性に資する取組となっているか**
- ・ 脱炭素を含む環境課題の解決・緩和に資する取組となっているか
- ・ 多くの地域金融機関が認識している課題（金融機関内での評価・モニタリング体制構築等）や、これまでのガイドで網羅していない・深掘りされていない課題への取組、金融機関の経営基盤強化の観点等から実施すべき事項に関する取組等であり、ガイドを通じて広く発信していくことが他金融機関にとって有意義であるか
- ・ ガイドや過去の事例を踏まえ、対象とするテーマや取組内容に先進性があるか
- ・ より広義の環境課題に対する取組内容として先進性があるか（既に事例のある脱炭素に係る取組に留まらず、持続可能な地域づくりの実現に向けた新たなテーマ（P. 4 支援テーマ例等）での金融機関の価値提供に資する有意義な事業内容であるか）
- ・ 申請者が中核となり事業を主導していく意志・体制が明確であり、取組推進に向けて経営方針や経営戦略への落とし込み等による組織的なコミットメント、経営層による関与があるか

- ・ 地域資源、地域課題を把握したうえで適切なステークホルダーや関係部署を巻き込むなど、成果目標を達成できる実施体制及びスケジュール等を含めた計画性があるか
- ・ 組織としての ESG 地域金融への取組強化、仕組みづくりにつながるか
- ・ 適切な経費（内容及び金額）となっているか

(2) ESG 地域課題発掘支援プログラム

- ・ 全般として、応募内容がガイドの内容に対する適切な理解に基づいているか
▽ESG 地域金融実践ガイドについて
https://www.env.go.jp/press/press_02984.html
- ・ ガイドにおける ESG 地域金融の定義や、ESG 地域金融と地域課題解決の取組の関連性を適切に理解しているか
- ・ 目指すべき地域社会の将来像（課題解決に向けた体制構築、地域資源の持続的な活用、主要産業の継続・発展等）が、地域の持続可能性に資する内容となっているか
- ・ 申請者が中核となり中長期的に事業を主導していく意志・体制が明確であるか
- ・ 組織としての ESG 地域金融への取組強化、仕組みづくりにつながるか
- ・ プログラム参加を経て、取組推進に向けて経営方針や経営戦略への落とし込み等による組織的なコミットメント、経営層による関与につながることを期待されるか

II. インタビュー審査

書類審査を通過された金融機関を対象に、6月上旬～6月下旬の期間内で環境省及び事務局によるインタビュー審査を実施する可能性がございます。インタビュー審査には、経営層や申請者など事業の中核となり得るメンバーにご参加いただき、申請書の記載内容をもとに、具体的な進め方のイメージや実施体制についての質問にご回答いただきます。なお、インタビュー審査には、本事業の委員を務める有識者が参加する可能性がございます。

② 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての公募申請者に速やかに通知します。また、選定した支援先機関については、応募申請者名及び事業名等を環境省 WEB サイトにて公表します。

③ その他

応募書類の取扱いは厳重に行い、本事業でのみ活用します。なお、機密保持の観点から応募申請者の了解なしには応募書類の内容等は一切公表しません。

7. 事業実施に向けて

① 契約等の締結

採択後の各支援先機関への支援（以下、個別事業）実施にあたっては、支援先機関と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。また、（１）ESG 地域課題解決支援プログラムにおいて地元支援団体等からの支援を受ける場合は、地元支援団体等と事務局の間で業務委託あるいは外注等に関わる契約を行います。

② 意見交換会への参加【必須】 ※（１）ESG 地域課題解決支援プログラムのみ

外部有識者及び支援先機関、自治体関係者等で構成する意見交換会を東京都内及びオンラインにて最大４回程度開催します。意見交換会では、支援先機関の取組傾向や進捗状況に対する有識者等からのアドバイス及び支援先機関同士の意見交換による知見や情報の共有を主な目的として行う予定です。現時点では、次のように計画しています。

【実施時期（予定）】

第１回（令和６年９月頃）：個別事業の進捗報告会１

第２回（令和６年１２月頃）：個別事業の進捗報告会２

第３回（令和７年１月頃）：最終報告（事業全般のとりまとめについて）

なお、個別事業に関する機密事項に触れることも想定されるため、支援先機関の参加形式や資料内容等については、協議の上で決定します。

③ ワークショップへの参加【必須】 ※（２）ESG 地域課題発掘支援プログラムのみ

ESG 金融に関する理解の深化及び我が事化、地域課題の特定や施策検討における気づきの共有等を目的とした、支援先機関合同のワークショップを３回程度開催いたします。ワークショップでは、外部有識者や地域金融機関関係者を講師として招聘し、基調講演及び講評も実施いただく予定です。

④勉強会への参加

本公募事業以外にも、ESG 地域金融の促進支援策として、支援先機関や地域金融関係者などを対象とする勉強会を合計最大3回程度開催します。

勉強会概要：

各支援先機関の要望を踏まえ、ESG やSDGs に関わる国内外の動向、ESG 地域金融の考え方や実践方法等に関する勉強会や、必要に応じて、外部有識者や地域金融関係者などを交え、ESG 地域金融に関する意見交換等を実施します。

開催場所や時期、内容、参加者などは各支援先機関の要望を優先します。

⑤情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、意見交換会等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、ESG 地域金融の促進のために広く地域金融機関に役立ててもらうために作成する、本年度事業のとりまとめ資料については、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し、公開します。